

年金 だより



会社を退職された方へ 国民年金の手続きはお済みですか？

国民年金の届出が必要です。

・20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で定められています。勤務先を退職されたときは、厚生年金保険から国民年金への変更の届出が必要です。

※勤務先を退職された方に扶養されていた配偶者の方も、国民年金への変更の届出が必要です。

【手続きについて】

三種町役場の国民年金担当窓口で手続きしてください。

【手続きに必要な物】

年金手帳、厚生年金保険を喪失した日付がわかる書類

【保険料額】

国民年金の保険料は、月額16,490円（平成29年度）です。

※退職と同時に会社員（または公務員）の配偶者に扶養される方は、配偶者の勤務先への届出が必要です。

○国民年金保険料の納付が難しい場合

・保険料を納めることが困難な場合、全額または一部（4分の1免除、半額免除、4分の3免除）の保険料が免除になる制度があります。手続きはお近くの年金事務所または三種町役場の国民年金担当窓口です。



国民年金保険料「後納制度」について

◎ 過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することで将来の年金額を増やすことができる「後納制度」が平成27年10月から3年間限りの特例として開始されました。

なお、老齢基礎年金を受給している方などは、後納制度の利用はできません。後納制度を利用するには、申込みが必要です。

詳しくは、「ねんきん加入者ダイヤル」（0570-003-004）またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

国民年金受給予定者を対象にした相談を年金窓口で行っています。お気軽にご相談ください。



◆問い合わせ先

秋田年金事務所	☎018-865-2392	健康推進課国保年金係	☎0185-85-2137
琴丘総合支所地域生活係	☎0185-87-3516	山本総合支所地域生活係	☎0185-83-2115

広告

 クリニック蒼きもり